

地元静岡市の弁護士がお伝えする

はじめての遺言書作成

相続・遺言・死後事務委任 対策セミナー



弁護士法人 鷹匠法律事務所

円満な家族関係を継続し、 争族にしないために！



講師： 弁護士 大橋 昭夫
講師： 弁護士 久保田和之

第1部 遺言について



1.なぜ、遺言を作るのか

1) そもそも、遺言って何なのでしょう？

「遺言」とは…

あなたが一生涯をかけて、築いてこられた大切な財産を愛するご家族に、争うことなく活用してもらうために行う**意思表示**です。

2) なぜ、遺言が必要なのか？

もし、遺言を作っていないならば…

相続で家族同士が争うこととなり、ひいては絶縁状態となってしまいます

争族

3) 遺言を作らないとどうなるか？

遺言があるケース・・・遺言の内容、すなわちあなたの意思に沿って遺産が分割されます。

遺言がないケース・・・相続人(あなたのご家族)で、遺産の分割方法を、**全員が満足するまで**協議します。

	あなたの意思	家族の協議
遺言あり	○	×
遺言なし	×	○

4) それでも、まだ遺言は必要ない! 3大言い訳とは?

① まだまだ元気だ!

② うちにはお金がない



③ うちの家族は、仲が良い

① まだまだ元気だ！



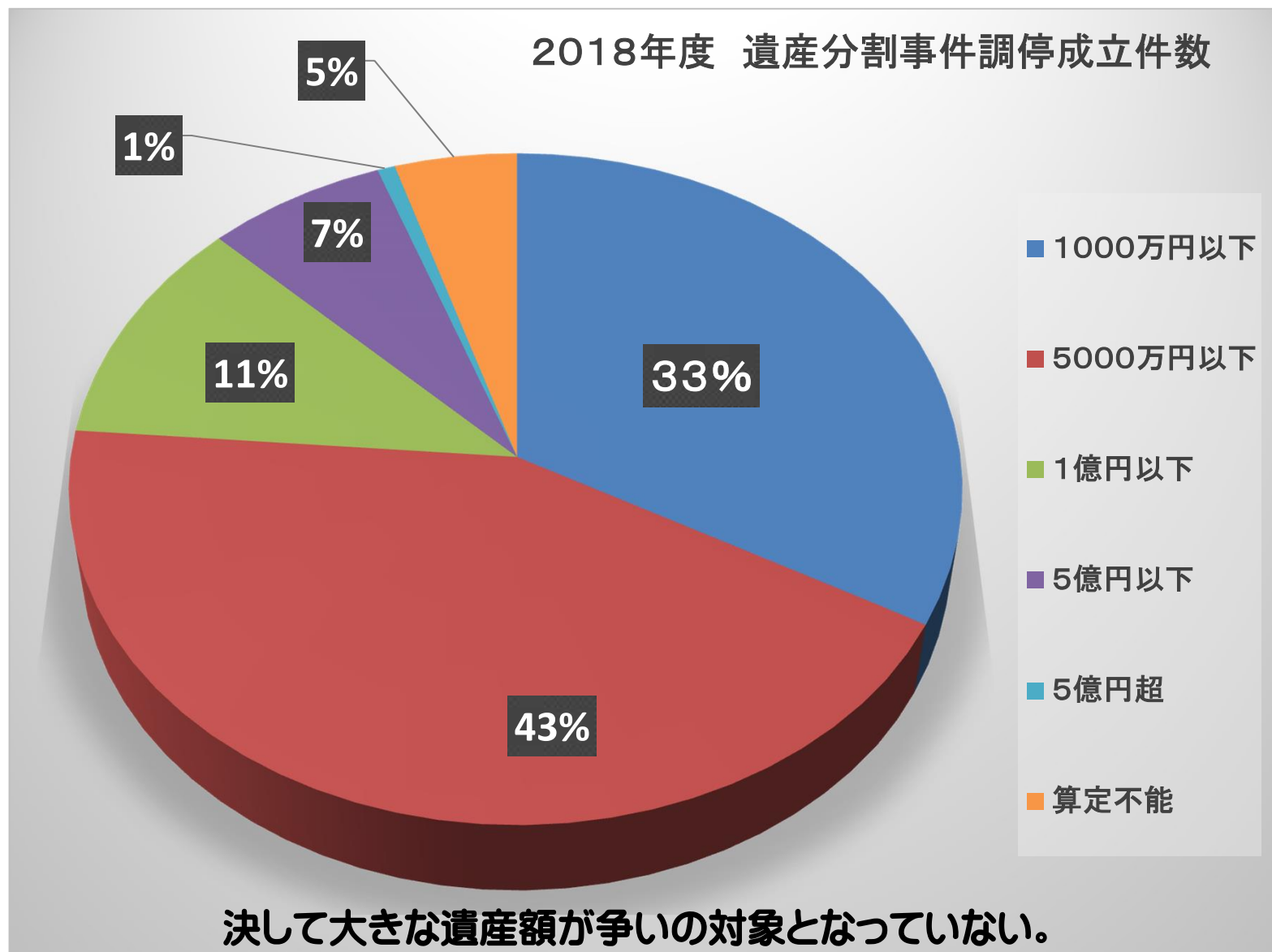
遺言≠遺書

Q: 認知症になってから、遺言を書いたら？

A: 残念ながら、その遺言は無効です。

いつか書こうは、絶対に書きません。

② うちにはお金がない



③ うちの家族は、仲が良い

- 一年に何回会って話していますか？
- お子さんには配偶者がいますか？
- お子さん同士は家族ぐるみの
付き合いをしていますか？
- 将来の家族のことが見通せますか？

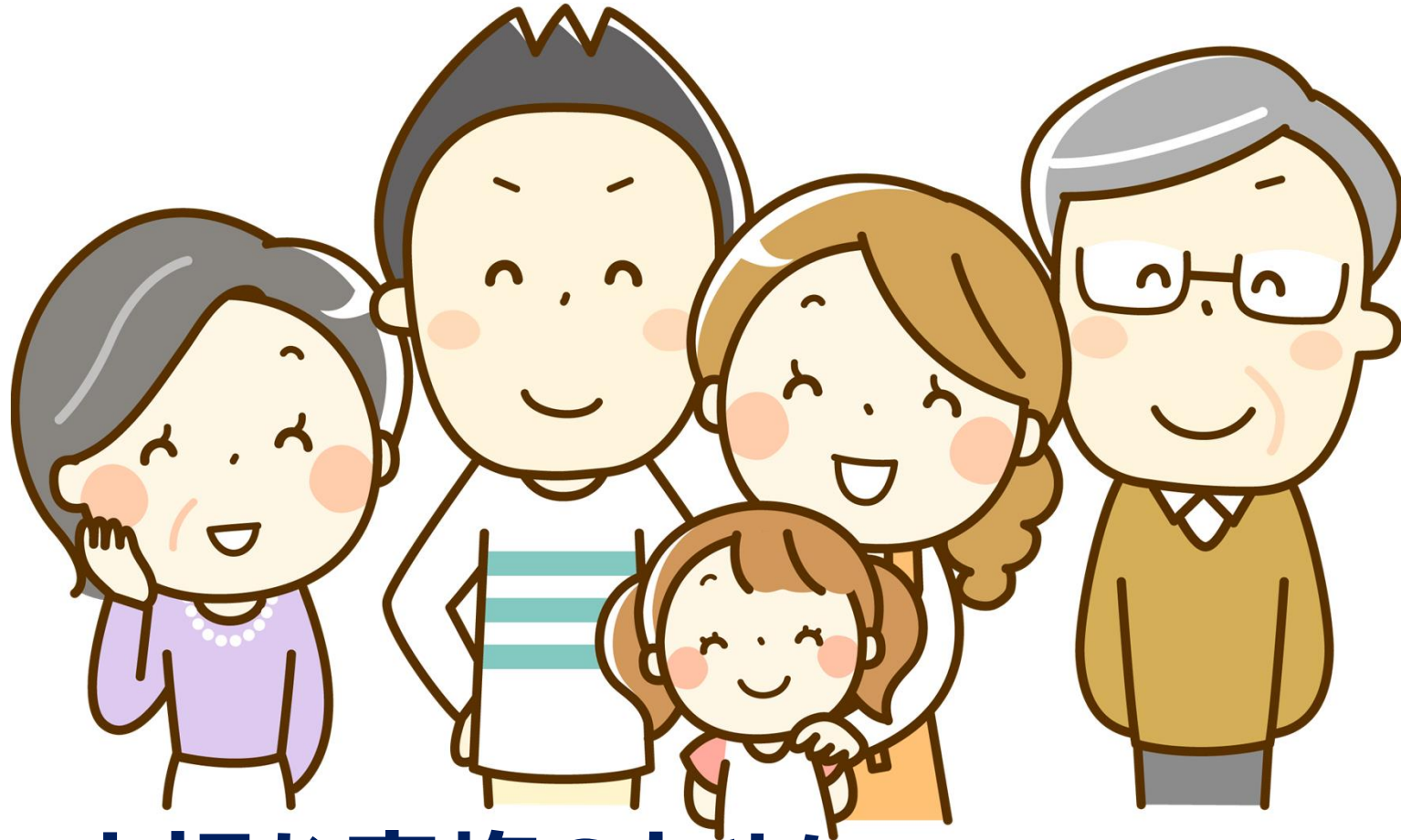


④ 最近の相続の傾向

- ・ 相続や遺産分割を巡るトラブルは増加傾向にある。
- ・ 2019年の全国の家庭裁判所における調停、審判の合計件数は1万5842件。10年前に比べると17%も増加しているが、それでも年間の死亡者が約130万人台であることを考えると件数は少ない。
- ・ 国は、トラブル防止のために国民に遺言を作成することを勧めているが、ほとんどの人は遺言を作成していない。
- ・ 公証人が作成する公正証書遺言は年間で約11万件、自筆証書遺言の件数は不明であるが、家庭裁判所における自筆証書遺言の検認件数は年間約1万8000円件台
- ・ 「遺産分割は死後、相続人が考えればよい」、「遺言を作成するとしても、もっと年を取ってからでよい。」と考える人が多い



第2部 遺言書の作成は必須事項



大切な家族のために

遺言を残しておきませんか？

1 遺言を残しておくメリット

① 相続人の手続きが大幅に楽になります

例えば、資産の一覧を遺言書に記載しておくことで「財産調査」が不要になります。また、相続人同士の「遺産分割協議」及びそれに伴う「遺産分割協議書の作成」が不要になります。

また、遺言書があれば、預貯金の払い戻しや、不動産の名義変更などの相続手続きにおいて、**遺言で相続を受ける人が単独**で手続きを進めることができます。

② 遺産の分け方をめぐるトラブルを防ぐことができる

仮に親族同士の仲が良かったとしても、相続財産の分け方を巡ってトラブルになることは珍しくありません。

特に、家族と一緒に住んでいる不動産など、**分けることが難しい財産がある場合は注意が必要です**。また、**子供がいない場合や、前妻との間にお子様がいる場合、相続人が多数になるケースは必ず遺言を残しておきましょう**。

2 遺言を書いておかないと家族に負担がかかる ケース

- ◎ 子供がいない
- ◎ 相続人の数が多い
- ◎ 資産のほとんどが不動産である
- ◎ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- ◎ 子供の間で経済的な格差がある
- ◎ 資産が不動産や証券など多岐にわたる
- ◎ 使っていない不動産を持っている
- ◎ 相続人となる親族に行方不明者がいる
- ◎ 相続人となる親族同士が遠方に住んでいる
- ◎ 相続人となる親族同士の仲が悪い
- ◎ 相続人となる相続人同士が疎遠
- ◎ 法定相続人以外の人に遺産を残したい
- ◎ 夫（妻）から相続した資産を夫（妻）側の親族に返したい
- ◎ 子供に障害がある
- ◎ 相続税がかかる見込みである



3 遺言の種類

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証人役場で、2名の証人の前で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自筆で遺言書を作成し、日付・氏名を記入の上、押印する。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 公文書として、強力な効力をもつ。 ● 家庭裁判所での検認手続きが不要。 ● 死後、すぐに遺言の内容を実行できる。 ● 原本は公証役場に保管されるため、紛失・変造の心配がない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手軽でいつでもどこでも書ける。 ● 費用がかからない。 ● 誰にも知られずに作成できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 証人が必要。 ※ 成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、ならびに直系血族等はなれない。 ● 費用がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 形式の不備で無効になりやすい。 ● 紛失や偽造・変造、隠匿のおそれがある。 ● 家庭裁判所での検認手続きが必要。 但し、自筆証書遺言保管制度を利用すれば検認手続きは不要。

4 公正証書遺言がベスト

- 1) 自筆証書遺言と比べて、無効となるおそれが最も低いといえます。
- 2) 公証人は、裁判官、検察官の経歴がある人がほとんどですので、法的知識に優れ、過去の判例を研究し、無効となるような遺言書の作成はしません。
- 3) 公正証書遺言を作成する場合、当事務所が関与し、遺言者との打合せの上、遺言者の希望を尊重し、遺言書案を作成し、その上で公証人に取次ぎしますので、無効となるようなことはございません。
- 4) 公正証書遺言の原本は、法律により、公証人役場に20年間保管されることになっていますが、現実には、遺言者が120才になるまで無料で保管されます。
又、公正証書遺言には、「遺言書検索システム」があり、遺言者の氏名、生年月日、証書の日付、番号などが、日本公証人連合会でデータ管理されていますので、相続人が、公証人に照会すれば、遺言書の存在の有無が判明します。

自筆証書遺言は、「形式に不備があると無効になってしまう」「紛失や偽造・変造、隠匿」などのリスクがあるため、遺言の内容を確実に実現するために公正証書遺言を作成することをお勧めします。

5) 作成手数料は法で定められており、遺産が1億円までは4万3000円で2億円までは5万6000円、3億円までは6万9000円になっています。

6) 公正証書遺言は、当事務所に依頼されれば、定型の内容は、10万円と消費税がかかりますが、複雑な事案でも、15万円と消費税の範囲内で作成できます。

7) 遺言の内容を適切、公正に実現するには、法的知識を有した弁護士が存在が不可欠で、当事務所の弁護士が遺言執行者になります。

そのことを公正証書遺言に記載しておけば、家庭裁判所による選任は必要ではありません。

遺言執行者報酬は、20万円プラス遺産評価額の3パーセントであり、このことを公正証書遺言に記載し、明朗にします。

5 ～残された家族に負担をできる限りかけないために

遺言執行者を弁護士に指名・依頼するメリット

・面倒な遺言内容を実行する手続を全て専門家におまかせできる

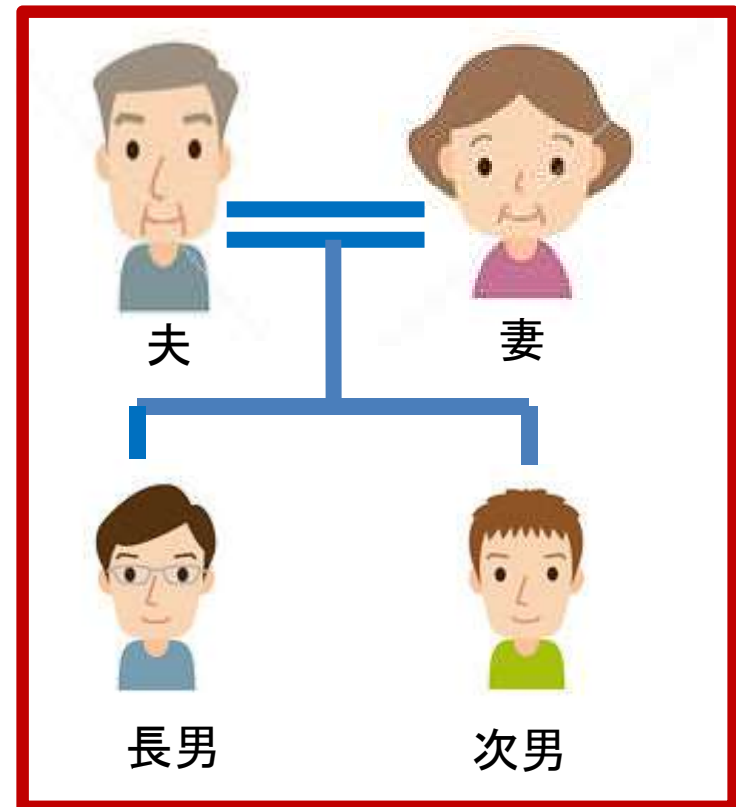
＞「**遺言執行**」の手続には、多くの時間と精神的負担がかかります。専門家に面倒な手続を全ておまかせして、残された**相続人の負担を減らすことができます！**

・弁護士によって実行するため、確実に遺言の内容を実現できる

＞遺言の内容によっては、相続人間で「不公平だ」「本当に相続財産はそれで全てか？」などのモヤモヤが生まれてしまい、**遺言執行**がスムーズに進まない場合があります。弁護士に遺言の作成とセットで遺言執行をお任せいただくことで、**相続人に納得いただきながら、確実に遺言の内容を実現することができます！**

第3部 遺言をめぐるトラブル事例

- 1 遺言:「全財産を妻に相続させる」
家族構成: 夫(遺言者)、妻、長男、次男



- (1) この遺言は有効ですが、遺産を相続できない長男・次男から不満が出る場合があります、夫(父)の望んだ遺言内容が実現しない虞があります。

(2) 遺留分

ア 制度趣旨

一定範囲の相続人(遺留分権利者)に対して、被相続人の財産の一定割合(遺留分割合)について相続権(遺留分侵害請求権)を保障する制度です。

イ 遺留分権利者

兄弟姉妹以外の相続人 配偶者、子(代襲相続人含む)、直系尊属です。

ウ 遺留分割合

- (1) ①直系尊属のみが相続人 3分の1
それ以外②～⑤ 2分の1

②配偶者のみ、③子のみ、④配偶者と子、⑤配偶者と直系尊属

(2) 上記遺言のケース

長男、次男は妻(母)に対し遺産の4分の1(2分の1×2分の1)の遺留分侵害額請求ができます。

エ 遺留分侵害額請求権

- (1) 行使:遺留分侵害者である妻(母)に対し、遺留分侵害額請求(意思表示)をします。
(2) 効果:遺留分権利者は、滅殺者が侵害者に対して金銭債権を有することになります。
(3) 時効:知った時から1年、相続開始の時から10年です。

2 無効な遺言書

自筆証書遺言

公正証書遺言ではあまり問題になりません。

- (1) 全文自筆 但し、改正相続法は遺言書に添付されるという形式の財産目録のみ、パソコンによるものでも有効とした。但し、パソコンでの財産目録には遺言者の署名押印が必要です。
しかし、遺言書本文と財産目録が混在している遺言書は全文自筆の原則が要求され、パソコンの遺言書、レコーダ・ビデオでの録音・録画、他人の代書は不可。
- (2) 日付、署名、押印のない遺言書
* 遺言はいつでも撤回ができ、日付の新しいものが優先するからです。
日付が特定できない(平成30年10月、平成30年10月吉日等)
- (3) 加除訂正(下書き)
ア 単に二重線を引いて書き直ただけでは無効です。
イ 例えば、10行目の「山田太郎」を「山田太朗」に修正する場合
 - ① 「郎」の字に二重線を引いて横に「朗」と書き、押印します。
 - ② そして、遺言書の末尾、空欄に「10行目1文字削除し1文字追加した」と追記し自署します。
- (4) 不明確な遺言書
明確性: 遺言書で名義変更手続きを行うからです。
不動産: 不動産登記簿謄本の記載どおり、記載してください。

改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成××年○月○日
法務太郎 (印)



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …

二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法務太郎 (印)

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …

四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法務太郎 (印)

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

(5) 夫婦共同遺言

遺言書		
夫の遺産は妻に相続させる。		
妻の遺産は夫に相続させる。		
令和2年〇月〇日		
夫	①	印
妻	②	印

ア 制度趣旨

- ① 複雑な法律関係を避ける
- ② 遺言者が相手方の遺言に拘束され自由に撤回できなくなる(最終意思の確保という遺言の目的にそぐわない)。

* 但し、作成名義の異なる2つの遺言書が一綴りでも別々の紙に記載されて、容易に切り離し可能な場合は有効との判例があります。

イ 別々に作成してください。

(6) 検認

ア 自筆証書遺言書を保管、発見した相続人は、遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出し「検認」の請求をしなければなりません。但し、法務局の自筆証書遺言保管制度を利用する場合「検認」は不要。
令和2年7月から、始まります。

イ 制度趣旨

- ① 相続人に対し遺言の存在を知らせる
- ② 遺言書の内容を明確にし、遺言書の偽造・変造を防止する

ウ 「検認」をしなくても自筆証書遺言は無効にはなりません。

第 4 部 改正相続法の概要

1. 配偶者短期居住権, 配偶者居住権

・夫が死亡した時, 妻が住み慣れた建物から離れ, 新生活を始めることほどつらいことはありません。もっとも, 夫がこのような羽目に陥ることもありますが, 多くの場合は妻です。

相続人が, 仲の良かった子供達だけでしたら, ほとんど問題はないと思いますが, 夫の前妻の子供達がおり, 血のつながりのないその子供達とあまり仲が良くない場合, 住み慣れた建物を退去することになる場合があります。

・亡くなった夫の遺産が多い場合, 仮に, 家庭裁判所における調停, 審判になった場合でも, 建物とその敷地は取得できると思いますが, 遺産が少ない場合にはそうもいきません。

相続開始前に, 妻が, 夫所有の建物に住んでいた場合, 普通は, 夫の占有補助者として, その建物に住んでいたことになりませんが, 夫が死亡することによって, 法的には, 占有補助者としての地位がなくなってしまう, 居住する権利が失われることになります。

・このような事態を免れさせるため、最高裁判所の平成8年12月17日判決は、「相続人の1人が被相続人の許諾を得て、被相続人所有の建物に同居していた場合には、特段の事情のない限り、被相続人とその相続人との間で相続開始を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたと推認される。」と極めて適正な判断をしています。

・こうして、従来から残された妻の配偶者短期居住権は、判例法上保護されていましたが、このたびの相続法改正により、民法1037条にそのことが明記され、法的にも、残された妻の配偶者短期居住権が認められました。

しかし、この場合でも、保護される期間は、遺産分割の終了時もしくは相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までであって、いずれ消滅してしまうもので、妻の居住利益は不確定です。

・近年の高齢化社会の進展により、残された妻の平均余命は伸長されており、配偶者の居住権を長期にわたり保護する必要が高まっています。

そこで、民法1028条に新しく、配偶者居住権が設けられ、残された妻が、次の要件で保護されることになりました。

夫の配偶者である妻が、夫の財産に属した建物に、相続開始の時に居住していた場合で、遺産分割により、妻が配偶者居住権を取得するものとされたとき、又は、配偶者居住権が遺贈の目的とされた時に、この配偶者居住権が成立します。

そして、この配偶者居住権の存続期間は、民法1030条により、配偶者の終身の間、すなわち生存している間と定められています。

この制度は、2020年4月1日から施行されています。

2 遺産分割前の預貯金の仮払い制度

- 遺産分割の調停や審判の申立てがなされた場合、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により、遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるが、他の共同相続人の利益を害しないときには、家庭裁判所が遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を相続人に仮に取得させる仮処分を行うことができるようになり、2019年7月1日より施行されています。
これを遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分といいます。
- これは、家庭裁判所の判断を要するものですが、家庭裁判所を介さなくても、簡易に預貯金の払い戻しを実現させるため、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、相続開始時の債権額の3分の1に、当該共同相続人の相続分を乗じた額について、単独で権利行使ができるようになりました。(民法909条の2)
- この額には上限があり、法務省令によって150万円となっています。
今まで金融機関は、後日の争いを恐れて、相続人単独の預貯金の払い戻しに応じていませんでしたが、相続法改正により、この制度が認められ、金融機関も従来の態度を改め、払い戻しに応ずるようになりました。
学費や生活費等を遺産で賄いたいという相続人は、この制度を利用するとよいと思います。

3 自筆証書遺言における財産目録の方式の緩和

・自筆証書遺言は、遺言者がその全文、日付、及び氏名を自署し、これに押印することによらなければ無効です。

さらに、自筆証書遺言中の加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して、特にこれに署名し、変更の場所に印を押さなければ無効です。

このように、民法は、遺言者に対して、要式性、自署性を厳格に要求しています。しかし、このたび、民法が改正され、財産目録について、自署要件が緩和されています。

・財産目録は、遺言書に添付されるものであり、不動産については、地番、地積等が、預貯金については、金融機関名、口座番号等が自筆で記載されることになっていました。

改正された民法は、添付書面である財産目録に限って、自筆であることを求めないとしました。

財産目録に求められるのは、目録が何ページにもなる場合、各ページにおける署名押印が求められるだけで、パソコンによって作成してもよいことになりました。

・この場合も、加除訂正するときには、その箇所に署名押印が必要となります。

さらに、遺言者以外の者による代筆、不動産登記事項証明書、預金通帳の写し等を添付し、それを目録として利用することも可能となりました。

・この制度は、2019年1月13日から施行されています。

4 法務局における自筆証書遺言の保管制度

2018年7月6日、法務局における遺言書の保管等に関する法律(略称「遺言書保管法」)が成立し、7月9日に公布されました。

この法律は、2020年7月10日から実施されます。

自筆証書遺言は、遺言者が自宅で保管することが多いと思われませんが、遺言者が保管場所を忘れてしまったり、紛失したり、さらには、自筆証書遺言を見た相続人が改ざんしたり、あるいは隠してしまったりして、争いが発生することもありました。

このような事態を防止するため、静岡地方法務局が、自筆証書遺言を預かり保管するために、遺言書保管法が成立しました。

このポイントは次の4つです。

1 原本プラス画像データで保管

静岡地方法務局が自筆証書遺言の原本(但し, 封のしていないもの)を預かるだけでなく, 災害等によって滅失するなどのおそれを回避するために, 遺言書をデータ化して, 画像データを遺言書保管ファイルで保管・管理します。(手数料は3900円です。)

保管ファイルへの保存の具体的内容は以下のとおりです。(遺言書保管法7条)

- (1) 遺言書の画像情報
- (2) 遺言書に記載されている作成年月日
- (3) 遺言者の氏名, 出生年月日, 住所, 本籍
- (4) 遺言書に記載のある場合には, 遺言者の氏名又は名称及び住所
- (5) 遺言執行者の氏名又は名称及び住所
- (6) 遺言の保管を開始した年月日
- (7) 遺言書が保管されている法務局の名称及び保管番号

2 死亡時までには遺言を書いた人だけが閲覧・撤回できる。

自筆証書遺言を書いた人(遺言者)は当然の如く、生前、その遺言の閲覧を静岡地方法務局に求めることができます。

又、一度書いた遺言書の撤回申請手続も可能です。

上記のことは、遺言者のみができることであって、他の人はできません。

3 死後は、相続人が閲覧できるが、その情報は他の相続人にも通知される。

相続人は、被相続人死亡以後、自筆証書遺言が保管されているか否かを、静岡地方法務局に確認することができ、遺言書保管事実証明書という証明書の取得をすることができます。(遺言書保管法10条)

又、遺言書の閲覧、遺言書情報証明書というデータの閲覧もできます。

閲覧がなされた時、静岡地方法務局は、速やかに遺言書を保管している旨を、遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者に通知することになっています。(遺言書保管法9条5号)

4 静岡家庭裁判所の検認手続は不要

これまで自筆証書遺言は、静岡家庭裁判所での検認手続が必要でしたが、静岡地方法務局で保管された自筆証書遺言には、検認手続が不要とされました。(民法1004条1項)

5 遺言執行者の権限の強化

・相続法の改正では、遺言執行者の権限が強化されています。

旧民法1015条は、遺言執行者を相続人の代理人としていましたが、改正相続法は、この表現を改め、遺言執行者の行為は相続人に対して直接その効力が生ずるものと規定し、従前の判例の解釈を明文化しました。

又、民法1012条1項の遺言執行者の権利義務の規定中に、「遺言の内容を実現するため」との法文を追加し、遺言執行者の任務が、遺言者の意思、すなわち、遺言の内容の実現にあることを明確にしました。

・このように、遺言執行者の役割は、相続人の意思を実現するものではなく、遺言者の意思を実現することにありますから、遺言を作成する場合、それが自筆証書によるものであっても、公正証書によるものであっても、遺言執行者を指定することが大切です。

但し、遺言執行者の仕事は多岐にわたり、法的知識や経験を有しますので、弁護士に依頼した方がよいと思います。

- 遺言執行者は、遺言者の遺言の内容を実現するために、遺産の調査をし、財産目録を作成し、それを各相続人に通知し、さらに、預貯金等の解約、払い戻し、不動産の移転もしなければなりません。これを普通の方がやることはなかなか大変です。

そして、今までは、遺言執行者が他人に遺言執行事務を行わせるには、「やむを得ない事由」がある場合と規制されていましたが、今回の相続法改正では、「自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。」（民法1016条1項本文）とし、遺言執行者の復任権が認められました。

- しかし、その場合でも、選任した第三者が不相当な行為をした場合などは、相続人に対して、損害賠償等の責任を負うこともありますので、遺言執行者に指定された方は、法的知識や経験を有する弁護士に依頼した方が安心でしょう。

6 遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権へ

1 遺留分を算定するための財産に含めるべき生前贈与

(1) 遺留分を算定するための財産に含めるべき生前贈与の範囲

民法1043条1項で、「被相続人が相続開始時において有した財産の価格に、生前贈与した財産の価格を加えた額から債務の全額を控除した額とする。」とされています。そして、対象となる生前贈与につきましては、改正民法では以下のとおりとなっています。

- ① 相続人に対する生前贈与は、相続開始前の10年間にしたもので、かつ、婚姻もしくは養子縁組のため、又は生計の資本として受けたものに限り算入するとなっています（民法1044条3項）
- ② ①以外の生前贈与につきましては、相続開始前の1年間にしたものに限り算入するとなっています。（民法1044条1項本文）
- ③ 贈与の当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って生前贈与をしたときは、1年前（相続人に対する生前贈与は10年前）の日より前にした贈与したものにつきましても算入することになっています。（1044条1項、後段、3項）

(2) 相続人に対する生前贈与における期間制限

旧民法1030条は、遺留分の算定の基礎となる財産のうち、贈与につきましては、基本的に、相続開始前の1年間の生前贈与に限定していましたが、最高裁平成10年3月24日判例は、相続人に対する生前贈与につきましては、「原則として特別受益と同様に期間制限はない」と判示していました。

期間制限がないと、相続人以外の受遺者の地位が不安定になってしまいますので、改正民法は最高裁判例を改め、相続人に対する生前贈与につきまして10年間という期間制限をしたものです。

(3) 相続開始前の1年間になされた相続人に対する生前贈与

民法1044条3項によりまして、特別受益(民法903条1項)の対象となるもの、すなわち婚姻もしくは養子縁組のため、又は生計の資本として受けたものだけが対象となっています。

(4) 遺留分を算定するための財産に含めるべき生前贈与の目的の価格

最高裁昭和51年3月18日判例は、この点につきまして、「相続人が被相続人から生前贈与された金銭を特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合には、贈与時の金額を相続開始時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきである。」と判示していました。

実務はこのとおりになっていました。改正民法は、遺留分を算定するための財産に含めるべき生前贈与の目的につきまして、民法904条を準用することによりまして(民法1044条2項)、これまでの実務を立法化しました。

民法904条は、受遺者の行為によって、生前贈与された財産が消失しても、相続開始時において、なお、原状のままであるものとみなして、その価額を定めるものと規定していますが、これは、生前贈与された財産の価額を評価する基準時を相続開始時とすることを前提としています。

又、受遺者は、民法1047条1項によりまして、贈与の目的の価額を限度として遺留分侵害額を負担するとされていますが、民法1047条2項によりまして、この贈与の目的の価額につきましても、民法904条が準用されていますので、生前贈与された財産の価額を評価する基準時は相続開始時とされています。

2 受遺者が相続人である場合

受遺者又は受贈者は、遺贈又は贈与の目的の価額を限度として、遺留分侵害額を負担しますが、受遺者等が相続人である場合におきましては、民法1047条1項によりまして、当該価額から遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額を限度とすることが規定されています。

3 遺留分を算定するための財産に含めるべき負担付贈与

生前になされた負担付贈与につきましては、民法1045条1項によりまして、目的物の価額から負担の価額を控除した額だけが遺留分を算定するための財産に算入されることになりました。

4 不相当な対価による有償行為と遺留分の関係

被相続人によって生前贈与などの無償行為が行われますと、その分、被相続人の相続財産が減少することになります。

仮に、売買等で被相続人からある物を買って受けたとしても、その売買代金が不当に安い場合には、無償行為と同様に、相続人の遺留分を侵害することがあります。

旧民法1039条後段は、不相当な対価による有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたものに限り、贈与とみなすと規定していました。

そして、贈与とみなされる有償行為がなされた場合、遺留分算定の基礎財産には、当該目的物の価額の全額ではなく、対価を控除した残額部分が算入されると解されていました。

改正民法1045条2項は、不相当な対価による有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知っていたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなすことにしました。

新しい民法は、遺留分減殺請求権が、金銭債権が生じる制度にしたため、上記のようなものにしたのです。

5 遺留分侵害額の算定

(1) 遺留分侵害額の算定は、民法1046条2項によって、次のとおり計算されます。
遺留分侵害額＝遺留分額－遺留分権利者が受けた遺贈額－遺留分権利者の特別受益額－相続による取得額＋負担すべき相続債務額(遺留分権利者承継債務)

(2) 遺留分権利者の特別受益額の算定

遺留分権利者の特別受益額の算定にあたっては、民法1044条3項が定める相続開始前10年間という期間制限は設けられていません。

従いまして、遺留分権利者は、遺留分侵害額の算定において、相続開始の10年以上も前の古い贈与も控除されることになっていますので注意が必要です。

(3) 相続による取得額の算定

相続による取得額につきましては、改正民法1045条2項2号において具体的相続分説を採用しました。

その結果、特別受益を考慮した具体的な相続分をもって、遺留分侵害額が算出されることとなります。

又、改正民法1046条2項2号は、遺産分割が終了しているか否かにかかわらず、具体的相続分に相当する価額を控除する旨を規定しました。

しかし、寄与分による修正については、家庭裁判所の審判を経るものであることを理由に控除されないことに注意する必要があります。

6 遺留分侵害額の算定における相続債務についての取り扱い

(1) 相続債務額の加算

遺留分侵害額の算定において、遺留分権利者が負担すべき相続債務額が加算されることになっています。(改正民法1046条2項3号)

遺留分侵害額＝遺留分額－遺留分権利者が受けた遺贈額－遺留分権利者の特別受益額－相続による取得額＋負担すべき相続債務額(遺留分権利者承継債務)

(2) 相続債務を受遺者等が弁済した場合

遺留分権利者が負担すべき相続債務が債権者に支払われないと、受遺者等が不利益を被ることがあります。

このことを考慮して、改正民法は、遺留分権利者が請求できる遺留分侵害額を、受遺者等による当該弁済額だけ減額することができるものとししました。

(改正民法1047条3項前段)

7 まとめ

改正民法におきましては、従来の「遺留分減殺請求権」という文言は全く使用されず、「遺留分侵害額請求権」に変更されています。

これは、遺留分権利者の権利が金銭債権化され、遺贈や贈与自体の効果が否定されなくなった結果によるものです。

つまり、改正民法では、遺留分侵害請求権を行使すると、金銭支払請求権が発生するからです。

又、改正民法では、遺留分侵害額請求権を請求されても、ただちにお金を用意することのできない受遺者、受贈者を保護するために、裁判所がお金の全部又は一部の支払いについて、相当の期限を許与することのできる制度ができました。(民法1047条5項)

遺留分侵害請求権の行使については、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅し、相続開始時から10年を経過した時も同じように時効によって消滅するとの規定があり(民法1048条)、権利行使の期間制限があります。

7 特別寄与者の特別寄与料

- ・旧民法の寄与分の制度は、相続人による特別の寄与が対象になっていました。今回の相続法の改正では、被相続人に対して、無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした相続人以外の親族の貢献を考慮する制度が新しく設けられ、2019年7月16日から施行されています。(民法1050条)
- これを、特別寄与者による特別寄与料の支払請求制度といいます。
- ・日本では、妻が夫の両親の療養看護をすることが多かったのですが、妻は相続人ではなく、いくら療養看護を一生懸命やったとしても、被相続人(夫の両親)の死亡後の遺産分割協議において、自分の寄与分を主張することができず、せいぜい夫の相続分に反映される程度でした。
- ・今回、民法1050条1項が、「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者、民法891条の相続欠格者又は廃除によって相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。」と規定し、特別寄与者の特別寄与料を認めました。

・これにより、上記の立場にある妻も、被相続人の遺産から特別寄与料としての金銭を受け取ることができるようになりました。

この親族とは、6親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に限定され、それ以外の親族は、特別寄与料の請求をすることはできません。

当然、たとえ被相続人の療養看護に尽くしたとしても、被相続人と何らの身分関係のない者の特別寄与料の請求は認められません。

・特別寄与者の請求権の期間には制限があり、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は、相続の開始の時から1年を経過したときは、権利行使ができなくなります。

さらに、特別寄与料にも限度があり、被相続人が相続開始のときにおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができないとされています。

これは、遺贈が、特別寄与者からの特別寄与料の請求に影響を受けないことにしたためです。

特別寄与料の負担者は相続人であり、相続人が複数いる場合は、法定相続分又は指定相続分に応じて負担することになっています。

・特別寄与料の額は、まず、特別寄与者と相続人との話し合いにより決められますが、協議ができないときは、家庭裁判所に対し、協議に代わる処分の審判を請求し、家庭裁判所に決めてもらうこととなります。

被相続人の療養看護に尽くした相続人以外の親族の皆様は、この制度を利用し、堂々と権利主張をしたらよろしいかと思えます。

8 配偶者持戻し免除の推定

- ・ 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又は敷地について、遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について、持戻し免除の規定を提供しない旨の意思表示をしたものと推定する。(民法904条4項)
- ・ 上記免除は、配偶者居住権の遺贈にも準用される。
(民法1028条3項)
- ・ いずれも将来の配偶者の生活の安定を考慮し、特別受益(民法903条1項)として扱われません。
上記は2019年7月1日から施行されています。

第 5 部 死後事務委任契約

- ・ 死後事務委任契約は、遺言と併用すれば自分の死後のことについて、きめこまかく決めることができます。
- ・ 遺言事項は、基本的に自分の遺産をだれに譲るかということに制限されており、葬儀や墓のことなどは必ずしも被相続人の意思が実現しない場合があります。
- ・ 遺言ではできない希望を実現することが死後事務委任契約で、民法で定められている委任契約の一種です。
- ・ 民法653条1項では、「委任契約は委任者又は受任者の死亡により終了する。」と規定していますので、委任者の死亡後のことを決めておく死後事務委任契約が有効か否かが問題になります。
- ・ しかし、最高裁平成4年9月22日判決は、「死後事務委任契約は、委任者の死亡によって契約を終了させないという特約を含んだものである。」と判示し、死後事務委任契約を有効なものとししました。
- ・ この死後事務委任契約の中で、納骨、散骨などを決めることができます。
- ・ 受任者が各行政機関への死後の手続きをしてくれます。
- ・ 勤務先へも退職の手続きをしてくれます。
- ・ 介護施設や病院代の支払いもしてくれます。
- ・ 借家の整理や遺品の整理もしてくれます。
- ・ 公共料金の解約もしてくれます。
- ・ この死後事務委任契約は身寄りのない方、親族に自分の死亡のことを伝えて欲しくないという方に最適です。
- ・ 生前は、受任者から委任者に対し、生存確認がなされます。

第6部 墓地をめぐる法律問題

1 墓地使用权について

- 墓地使用权は法律上、明文で規定されていない。
- 墓は、墓地・埋葬等に関する法律(墓埋法)に基づいて都道府県知事の許可を得た墓地内においてのみ設置できるものであることから容易に移動することができない。(固定性)
- さらに、墓の所有権は相続する者がいなくなり無縁とならない限り、原則として永久的に承継される。(永久性)
このように、墓地使用权は、固定性、永久性を有する永代性の権利である。

2 相続と祭祀承継

- 民法では、被相続人の死亡により、被相続人の一身専属権を除くすべての権利義務を相続人が承継する。(民法896条)
- 但し、祭祀財産については相続の対象とならない。(民法897条1項)

民法897条1項

「系譜、祭具、及び墳墓の所有権は前条の規定(相続人による相続財産に属する権利義務の承継)にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。」

- ① 系譜 家系図
 - ② 祭具 位牌、仏壇、仏具、神棚
 - ③ 墳墓 墓石、墓碑、埋棺、墓地使用権
- 祭祀承継の決定
 - ① 被相続人の指定
指定の時期、方法に制限はなく、生前でも遺言でも指定することができるし、遺言は勿論のこと、遺言以外の書面や口頭でも指定できる。
 - ② 慣習 被相続人の住所地の慣習
 - ③ 家庭裁判所の指定
 - ④ 相続人間の協議、合意によって祭祀承継者を決めることも排除されていない。

3 散骨について

- 墓埋法は、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない。」としている。

(同法4条1項)

- 墓埋法は焼骨を埋蔵(土中に葬る)する場合には、墓地以外の区域に行ってはならないと定めていると解釈できるが、焼骨を埋蔵するのではなく、海や山にまく「散骨」はただちに墓埋法に抵触しないと考えられる。
- 但し、散骨をする際には、方法、場所等につき十分配慮することが必要。特に、自然環境、水産物、農産物への風評被害。
- 勿論、条例で散骨を禁止している自治体もあるので注意が必要。



弁護士法人 鷹匠法律事務所

NEUETZITビル2階・4階